

# 奈良市公報

号外第11号

令和2年12月条例等

令和3年12月20日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
制作 株式会社JITSUGYO

## 目次

### 条 例

月 日	番号	件 名	主 管
12 18	47	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	人事課
12 18	48	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	保健衛生課
12 18	49	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	障がい福祉課
12 18	50	奈良市共同浴場条例を廃止する条例	人権政策課
12 18	51	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	地域づくり推進課
12 18	52	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課
12 18	53	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	建築指導課
12 18	54	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例	消防局予防課
12 18	55	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例	子ども政策課
12 18	56	奈良市議会基本条例の一部を改正する条例	議事調査課

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
12 25	62	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	障がい福祉課
12 25	63	奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	スポーツ振興課
12 25	64	奈良市火災予防規則の一部を改正する規則	消防局予防課
12 25	65	奈良市職員倫理規則の一部を改正する規則	法務ガバナンス課
12 25	66	奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課
12 25	67	奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	保健衛生課
12 25	68	奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
12 1	587	奈良市空き家・町家バンク設置要綱の一部を改正する告示	住宅課
12 15	608	金融機関の指定についての一部改正	会計課
12 16	611	奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	地域教育課
12 18	615	奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱	長寿福祉課

## 訓 令 甲

月 日	番号	件 名	主 管
12 18	12	奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課

## 公 平 委 員 会

月 日	番号	件 名
12 23	2	再就職者からの依頼等に係る届出の手續に関する規則及び奈良市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

## 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
12 10	24	奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	経営企画課
12 28	25	奈良市企業局押印省略に伴う関係規程の整備に関する規程	経営企画課
12 28	71	奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示	経営企画課
12 28	72	奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示	経営企画課
12 28	73	配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示	経営企画課

## 教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
12 22	18	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課
12 23	19	押印省略に伴う奈良市教育委員会関係規則の整備に関する規則	教育総務課
12 23	23	押印省略に伴う奈良市教育委員会関係要綱の整備に関する告示	教育総務課

## 条 例

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市条例第47号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年奈良市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「尊重し、且つ、擁護」を「尊重し、かつ、擁護」に、「民主的、且つ、能率的に」を「民主的かつ能率的に」に、「誠実、且つ、公正に」を「誠実かつ公正に」に改め、「」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年12月18日揭示済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

令和2年12月18日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市条例第48号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第107の8項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年12月18日揭示済）

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市条例第49号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年奈良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「30人」を「40人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年12月18日揭示済）

奈良市共同浴場条例を廃止する条例をここに公布する。  
令和2年12月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第50号

奈良市共同浴場条例を廃止する条例

奈良市共同浴場条例（昭和39年奈良市条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（令和2年12月18日揭示済）

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第51号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人奈良NPOセンターの項及び特定非営利活動法人国際交流ならふれあいの会の項を削り、同表特定非営利活動法人近畿介助犬協会の項中「平成27年1月1日から令和2年9月30日まで」を「令和2年10月1日から令和7年9月30日まで」に改め、同表特定非営利活

動法人奈良クラブの項を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和2年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和2年9月30日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「旧条例」という。）別表特定非営利活動法人奈良NPOセンターの項、特定非営利活動法人国際交流ならふれあいの会の項及び特定非営利活動法人奈良クラブの項に掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第24条の2第1項第2号の規定を適用する場合には、旧条例別表の規定は、なおその効力を有する。

3 令和2年10月1日からこの条例の施行の日までの間に旧条例別表特定非営利活動法人近畿介助犬協会の項に掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例第24条の2第1項第2号の規定を適用する場合には、当該寄附金は、新条例別表の規定に基づき支出されたものとみなす。

（令和2年12月18日揭示済）

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第52号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2中

「午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで」	を	「午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで」	に改める。
「午前9時から午後5時まで」		「午前9時から午後9時まで」	

別表第4を次のように改める。

別表第4（第5条関係）

陸上競技場使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
		9：00 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 21：00	9：00 ～ 17：00	13：00 ～ 21：00

		円	円	円	円	円	円			
主 競 技 場	独占 使用	アマチュ アスポー ツ(球技 を除く。)	入場料の類を徴収 する場合	9,600	12,800	19,200	25,600	35,200	48,000	
			入場料の類を徴収 しない場合	4,800	6,400	9,600	12,800	17,600	24,000	
		アマチュ アスポー ツ以外の スポーツ (球技を 除く。)	入場料の 類を徴収 する場合	営利を目的とする 場合	72,000	96,000	144,000	192,000	264,000	360,000
				営利を目的としない 場合	36,000	48,000	72,000	96,000	132,000	180,000
		入場料の 類を徴収 しない場 合	営業宣伝 を目的と する場合	33,000	44,000	66,000	88,000	121,000	165,000	
			営業宣伝 を目的と しない場 合	16,500	22,000	33,000	44,000	60,500	82,500	
	球技	入場料の類を徴収 する場合	42,000	56,000	84,000	112,000	154,000	210,000		
		入場料の類を徴収 しない場合	19,500	26,000	39,000	52,000	71,500	97,500		
	個人使用(1人当たり)		200	250	500					
	補助 競技 場	独占 使用	陸上競技	3,000	4,000			8,000		
球技等			1,800	2,400			4,800			
個人使用(1人当たり)		150	200							
投 て き 練 習 場	独占使用		1,800	2,400			4,800			
	個人使用(1人当たり)		150	200						
多 目 的 広 場	独占使用		1,800	2,400			4,800			
	個人使用(1人当たり)		150	200						
ト レ ー ニ ン グ 室	独占使用		600	800	1,200	1,600	2,200	3,000		
	個人使用(1人当たり)		150	200	300	400	550	750		
1階会議室(1室につき)		450	600	900	1,200	1,650	2,250			
2階会議室(1室につき)		600	800	1,200	1,600	2,200	3,000			
役員室(1室につき)		450	600	900	1,200	1,650	2,250			

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 4 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 5 主競技場（独占使用の場合に限る。）を照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に30分（30分に満たないときは、30分とみなす。）につき、次に掲げる額を加算した額とする。
  - (1) 全部を点灯する場合 900円
  - (2) 3分の2を点灯する場合 600円
  - (3) 2分の1を点灯する場合 450円
- 6 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 7 備品その他の使用料については、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年12月18日揭示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第53号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

J R平城山車両基地 地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画J R平城山車両基地地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
------------------------	---

別表第2東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項中「第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の」に、「第2条第1項第7号に規定する電気事業の」を「第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の」に、「第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の」を「第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業の」に改め、同表近鉄列車基地地区整備計画区域の項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同表三条通地区地区整備計画区域の項中「」第7条第2項各号」を「。以下「保安規則」という。）第2条第1項第23号に規定する圧縮天然ガススタンドであって、保安規則第7条第2項各号に」に、「一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準（同項第2号の2に掲げる基準にあっては、同号ただし書に定めるものに係る部分に限る。）に

適合するもの」を「保安規則第2条第1項第25号に規定する圧縮水素スタンドであって、保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準に適合するもの（製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（保安規則第7条の3第2項第2号の2ただし書に規定するものを除く。）を用いるものを除く。）」に改め、同表登美ヶ丘北地区整備計画区域の項中「第2条第1項第9号に規定する電気事業の」を「第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の」に、「第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の」を「第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業の」に改め、同表押熊町西地区地区整備計画区域の項中

B地区	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所	を
-----	---	---

B地区	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所	に改め、
建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。		

同表に次のように加える。

J R平城山車両基地 地区整備計画区域	車庫、車両検査修繕施設、倉庫、詰所、事務所その他の鉄道事業の用に供する建築物以外の建築物
------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年12月18日揭示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第54号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例(昭和37年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の4第1項第1号中「<sup>ちゆう</sup>厨房設備に」を「<sup>ちゆう</sup>厨房設備(個人の住宅その他これに類するものに設けるものを除く。以下この項及び第56条第3号の2において同じ。)に」に改める。

第9条の3第1項中「第56条第10号」を「第56条第11号」に改める。

第12条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第11号において同じ。)をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第12条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第12条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第12条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車

等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第18条(見出しを含む。)中「充てん」を「充填」に改める。

第39条第1項第1号中「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

第55条に後段として次のように加える。

届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

第56条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号を同条第14号とし、同条第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の奈良市火災予防条例第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

(令和2年12月18日揭示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第55号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立飛鳥幼稚園の項を削る。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年12月18日揭示済)

奈良市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第56号**

奈良市議会基本条例の一部を改正する条例

奈良市議会基本条例（平成25年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条・第35条」に改める。

前文中「推進し、市民の」を「推進し、もって市民の」に、「少子高齢化社会の到来」を「更なる少子高齢化社会の進行」に、「監視と」を「監視及び」に、「政策提言等」を「及び政策提言」に、「議会づくり」を「議会」に改める。

第3条第1号中「政策決定」を「意思決定」に改める。

第6条第1号及び第2号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第4号中「重んじなければならない」を「重んじること」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「説明する責務を有する」を「説明責任を果たすこと」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市政の課題について政策立案及び政策提言に取り組むこと。

第7条第1項中「委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）」を「常任委員会及び議会運営委員会」に、「その所管」を「各所管」に改め、「関する調査」の次に「(以下「所管事務調査」という。）」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「委員会」の次に「(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「各所管に属する事務に関する調査を行うよう努める」を「所管事務調査を行う」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特別委員会は、特定事件の審査又は調査の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものとする。

第8条第1項中「議会活動を行うため、」を「議会における活動を円滑に行うため、基本的政策が一致する議員で構成する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「政策決定、政策立案」を「意思決定、政策立案及び政策提言」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条中「市の」を削り、「その」を「議決の」に、「対し説明する責務を有する」を「対して説明責任を果たすものとする」に改める。

第10条第3項中「議案等」を「、議案等」に改める。

第11条第1項中「歩み、市民に」を「歩む」に改め、同条第3項中「議会の」を「議会は、議会の」に、「については」を「について」に改める。

第12条第1項中「意思を議会活動」を「多様な意思を市政」に改め、同条第2項中「、専門的知見等」を削り、「政策的識見等」を「市民の多様な意見」に改める。

第15条中「執行の」を「執行について」に、「、政策提言等」を「及び政策提言」に改める。

第16条第2項中「又は質問」を「及び質問」に改め、「議

長又は委員長の許可を得て」を削り、「するため」の次に「、議長又は委員長の許可を得て」を加える。

第17条の見出し中「評価等」を「評価」に改め、同条第1項中「適正かつ公平」を「公平かつ適正」に改める。

第18条第1項中「応じ、」を「応じた」に改める。

第19条の見出し中「説明」を「説明資料」に改める。

第20条中「に基づき議会」を「の規定に基づき、議会」に、「条例で別に」を「別に条例で」に改める。

第21条第1項中「議長が別に定める様式により文書で」を「文書による」に改め、同条第3項中「前2項の文書による質問及び回答は、」を「議長は、前2項の規定による質問及び回答を」に改める。

第22条第1項中「政策形成、政策立案等」を「政策立案及び政策提言」に改め、同条第2項中「や市民等を招いて議員研修」を「、市民等を招いて、議員研修」に改め、同条第3項中「議員にこの条例の理念を」を「この条例の理念を議員に」に改める。

第23条第1項中「積極的な議員間の」を「議員間の積極的な」に改め、同条第2項中「、政策提言等」を「及び政策提言」に改める。

第25条中「政策の重要案件」を「重要な政策等」に改める。

第26条中「充実する」を「充実させる」に改める。

第27条第2項中「分かりやすい」を「開かれた」に改める。

第29条中「機能の強化及び組織体制の整備に努める」を「体制を整備し、その機能を強化する」に、「、政策提言等」を「及び政策提言」に、「調査」を「調査機能」に改める。

第31条第1項中「からだけでなく」を「のみならず」に、「代表」を「代表機関」に改め、「市民の」の次に「多様な」を加え、同条第3項中「条例の」を「条例で」に改める。

第32条第2項中「条例の」を「条例で」に改める。

第33条第1項中「政策形成能力」を「政策立案及び政策提言に係る能力」に改め、「及び政策提言等」を削る。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年12月18日揭示済)

**規 則**

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市規則第62号**

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律施行細則の一部を改正する規則  
奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す  
るための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一  
部を次のように改正する。

第2条中「6」を「8以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年12月25日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。

「 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 市外 」	を	「 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 市外 」	に、
---	---	--	----

令和2年12月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第63号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則  
奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9  
号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次の1号を加える。

(6) 照明を伴い、陸上競技場主競技場を使用する場合  
照明使用券（別記第11号様式の7）

別記第4号様式中

	施設・器具名	使用目的	数量	単価	※金額	備考
5 使用施設 器具					円	
※ 使用料	陸上競技場使用料	円		合計	円	
	施設・器具使用料	円				

を

	施設・器具名	使用目的	数量	単価	※金額	備考
5 使用施設 器具						
6 照明の使用 予 定	時	時	分から	<input type="checkbox"/> 全点灯 <input type="checkbox"/> 3分の2点灯 <input type="checkbox"/> 2分の1点灯		
	時間	時間	分			
	分	分	分まで			
	時	時	分まで			
※ 照明使用						
※ 使用料	陸上競技場使用料	円		合計	円	
	施設・器具使用料	円				

に

改める。

別記第11号様式の6の次に次の1様式を加える。

第11号様式の7（第7条関係）

No. _____	No. _____
奈良市鴻ノ池陸上競技場主競技場 照明使用副券	奈良市鴻ノ池陸上競技場主競技場 照明使用券
金額 円	金額 円
( 点灯・ 分券)	( 点灯・ 分券)
年 月 日	年 月 日
奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市鴻ノ池陸上競技場

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年12月25日揭示済)

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

令和2年12月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第64号

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則



奈良市火災予防規則（昭和37年奈良市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「防火対象物使用開始届出書」を「防火対象物（使用開始・変更）届出書」に改める。

第12条第1項中「第13号」を「第14号」に改め、同項第2号中「変電設備」の次に「、急速充電設備」を加える。

第13条第1項中「第56条第14号」を「第56条第15号」に、

別記第9号様式中  
「変電設備  
燃料電池発電設備  
発電設備  
蓄電池設備」

「変電設備、急速充電設備  
燃料電池発電設備設置届出書  
発電設備、蓄電池設備」

設備」の次に「、急速充電設備」を加える。

別記第11号様式中「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「充てん又は」を「充填又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市火災予防規則別記第6号様式、第9号様式及び第11号様式の規定により定められた様式については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年12月25日揭示済)

奈良市職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

奈良市長 仲川 元庸

#### 奈良市規則第65号

奈良市職員倫理規則の一部を改正する規則

奈良市職員倫理規則（平成25年奈良市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「就業環境」を「勤務環境」に改め、「いう。」の次に「、パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。）その他他の職員に精神的苦痛を与え、若しくは個人の人格、尊厳等を侵害する言動又は他の職員の勤務環境を害する行為」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年12月25日揭示済)

「充てんする」を「充填する」に改める。

別表（2）の項中「充てんする」を「充填する」に改める。

別記第6号様式中「防火対象物使用開始届出書」を「防火対象物（使用開始・変更）届出書」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

奈良市長 仲川 元庸

#### 奈良市規則第66号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第40号様式を次のように改める。



(裏)

5 事業(営業等・農業)・不動産所得に関する事項

Table with 4 columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費. Includes a sub-column for 青色申告特別控除額.

6 日給等の内訳 (源泉徴収票等の証明のない方は記入してください。)

Table with 5 columns: 月別, 日給, 勤務日数, 月収等, 勤務先. Includes a total row at the bottom.

7 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with 4 columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費.

8 配当所得に関する事項

Table with 5 columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes a sub-column for 外国所得税額.

9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with 6 columns: 総合譲渡 (短期/長期), 一時, 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額.

10 寄附金税額控除に関する事項

Table with 5 columns: 寄附金額, 寄附先, 都道府県・市町村, 奈良県条例指定分, 奈良市条例指定分.

11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

Table with 2 columns: 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額.

12 事業専従者に関する事項

Table with 7 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 専従者給与(控除額), 従事月数, 個人番号.

13 事業税に関する事項

Table with 4 columns: 非課税所得など, 事業用資産の譲渡損失など, 前年中の営業・廃業, 他都道府県の事務所等.

14 市民税・県民税の納税方法

給与所得及び公的年金等に係る所得以外( )年4月1日において  給与から天引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

15 市外に居住されている方の記入欄(市外の住所・職業などは表面に記入してください。)

1 奈良市内に事務所、事業所又は家屋敷がありますか。(有・無)
2 事務所、事業所又は家屋敷の状況 (賃貸の場合の契約者 氏名 所在地 奈良市)
利用の形態 (該当するものを○で囲んでください) 事務所・事業所・店舗・居住用(自宅、借家、社宅)
3 居住地での申告状況 1 ( ) 税務署へ申告 2 ( ) 市区町村へ申告 3 会社等で年末調整済

16 所得金額調整控除に関する事項

Table with 6 columns: フリガナ, 氏名, 続柄, 生年月日, 別居の場合の住所, 個人番号.

17 所得がなかった方の記入欄

1 右記の人に扶養されていた。(住所) (氏名) (続柄)
2 昨年中は学生であった。( )年1月1日現在で記入してください。(学校名) (学生) 年在学
※昨年中の収入状況を1、3または4に、記入してください。
3 下記のいずれかの給付を受けていた。(該当する記号を○で囲んでください。ウ〜キに該当する場合は受給期間も記入してください。)
ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 雇用(失業)保険 エ 児童扶養手当 オ 生活保護 カ 労災保険 キ 傷病手当・育児休業手当
(受給期間) 年 月 ~ 年 月
4 上記に該当しない方は、収入がなかった理由及び生活費はどうか記入してください。(※パートやアルバイト収入は「6 日給等の内訳」欄に記入してください。)



別記第124号様式の3を次のように改める。

第124号様式の3

市町村コード		292010	
奈良県		奈良市	
入湯税領収証書 <span style="float: right;">㊦</span>			
日 産 番 号	加 入 者		
奈良市会計管理者			
(電話)			
所在地(住所)及び名称(氏名)			
年 度	※ 規 理 事 項	類 名 番 号	
年	月 分	申 告 区 分	
		申 修 更 決 定	
		告 正 正 定	
		百	十
		億	千
		百	十
		万	千
		百	十
		円	
税 額	01		
延 滞 金	02		
過 少 申 告 加 算 金	03		
重 加 算 金	04		
合 計 額	05		
納期限	年 月 日	額	
		日 付	
		印	

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

市町村コード		292010	
奈良県		奈良市	
入湯税納入書 <span style="float: right;">㊦</span>			
日 産 番 号	加 入 者		
奈良市会計管理者			
(電話)			
所在地(住所)及び名称(氏名)			
年 度	※ 規 理 事 項	類 名 番 号	
年	月 分	申 告 区 分	
		申 修 更 決 定	
		告 正 正 定	
		百	十
		億	千
		百	十
		万	千
		百	十
		円	
税 額	01		
延 滞 金	02		
過 少 申 告 加 算 金	03		
重 加 算 金	04		
合 計 額	05		
納期限	年 月 日	額	
日 計		日 付	
		印	

上記のとおり納付します。(金融機関保管)

市町村コード		292010	
奈良県		奈良市	
入湯税領収済通知書 <span style="float: right;">㊦</span>			
日 産 番 号	加 入 者		
奈良市会計管理者			
(電話)			
所在地(住所)及び名称(氏名)			
年 度	※ 規 理 事 項	類 名 番 号	
年	月 分	申 告 区 分	
		申 修 更 決 定	
		告 正 正 定	
		百	十
		億	千
		百	十
		万	千
		百	十
		円	
税 額	01		
延 滞 金	02		
過 少 申 告 加 算 金	03		
重 加 算 金	04		
合 計 額	05		
納期限	年 月 日	額	
指定金融機関名		日 付	
(取りまとめ店)		印	
取りまとめ店			

上記のとおり通知します。(市町村保管)

(注)裏面に、納付場所、延滞金の算出方法等について記載する。

- 附 則  
(施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
  - この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第40号様式の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
  - この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則別記第124号様式の3の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。  
(令和2年12月25日揭示済)

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第67号

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
(奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則(平成14年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同条第1項ただし書に規定する場合にあっては、第1号から第3号まで及び第5号の書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。

第2条に次の1項を加える。

3 省令第1条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、第1項の申請書を提出するときに、営業を譲り受けたことを証する書類を提示しなければならない。

別記第1号様式中

そ の 他	玄関帳場等	1 玄関帳場 ( m <sup>2</sup> ) 2 玄関帳場に類する設備 (設備の概要 ) 3 玄関帳場等に代替する機能を有する設備 (設備の概要 )	
	ロビー又は玄関広間	有 ( m <sup>2</sup> ) ・ 無	
	食堂	有 ( m <sup>2</sup> ) ・ 無	
	調理室	他の業種との 有 ( 箇所、 m <sup>2</sup> 、兼用の有無 ) ・ 無 有 ・ 無	
	冷・暖房施設	冷房設備 有 ・ 無	暖房設備 有 ・ 無
	寝具類	人分	
	使用水	上水道水・簡易水道水・井戸水・その他 ( )	
奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第4条第4号に該当することの有無	有 ・ 無		
奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第4条第5号に該当することの有無	有 ・ 無		

を

そ の 他	玄関帳場等	1 玄関帳場 ( m <sup>2</sup> ) 2 玄関帳場に類する設備 (設備の概要 ) 3 玄関帳場等に代替する機能を有する設備 (設備の概要 )
	ロビー又は玄関広間	有 ( m <sup>2</sup> ) ・ 無

その他	食堂	有 ( m <sup>2</sup> ) ・ 無		に、	
	調理室	他の業種との 有 ( 箇所、 m <sup>2</sup> 、兼用の有無 ) ・ 無 有 ・ 無			
	冷・暖房施設	冷房設備	暖房設備		
		有 ・ 無	有 ・ 無		
	寝具類	人分			
	使用水	上水道水・簡易水道水・井戸水・その他 ( )			
	奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第4条第4号に該当することの有無	有 ・ 無			
	奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第4条第5号に該当することの有無	有 ・ 無			
営業を譲り受けたことを証する旨					

「(6) その他市長が必要と認める書類」を

「(6) その他市長が必要と認める書類  
提示書類

旅館業法施行規則第1条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則第2条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類

に改める。

別記第4号様式中「(1) 戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(奈良市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 奈良市公衆浴場法施行細則(平成14年奈良市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同条ただし書に規定する場合にあっては、次に掲げる記載事項のうち変更がないものの記載を省

略することができる。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、省令第1条ただし書に規定する場合にあっては、第1号から第5号まで及び第7号の書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。

第2条に次の1項を加える。

4 省令第1条ただし書、第2項ただし書又は前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、第1項の申請書を提出するときに、営業を譲り受けたことを証する書類を提示しなければならない。

別記第1号様式中

その他	近接する公衆浴場	名称	距離	m	を
		所在地			
	管理者を置く場合	管理者の住所			
		管理者の氏名			
	使用水の種別	上水道水・簡易水道水・井戸水・その他 ( )			
	使用燃料の種別				

その他	近接する公衆浴場	名称	距離	m	に、
		所在地			
	管理者を置く場合	管理者の住所			
		管理者の氏名			
	使用水の種別	上水道水・簡易水道水・井戸水・その他 ( )			
	使用燃料の種別				
営業を譲り受けたことを証する旨					

「(7) その他市長が必要と認める書類」を

「(7) その他市長が必要と認める書類  
提示書類

公衆浴場法施行規則第1条ただし書、奈良市公衆浴場法施行細則第2条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類

に改める。

別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第3号様式から別記第7号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

（奈良市美容師法施行細則の一部改正）

第3条 奈良市美容師法施行細則（平成14年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同条第1項ただし書に規定する場合にあつ

ては、当該平面図及び付近の見取図のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、省令第19条第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項第5号に掲げる事項に変更がない場合に限り、第1号の書類の提示を省略することができる。

第3条第3項に次の1号を加える。

(3) 省令第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書、同条第3項ただし書、前項ただし書又はこの項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業を譲り受けたことを証する書類

別記第2号様式中

「 ※実地調査意見  
年 月 日  
環境衛生監視員」を

「 営業を譲り受けたことを証する旨  
※実地調査意見  
年 月 日  
環境衛生監視員」に、

「(3) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書」を

「(3) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書

(4) 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書、同条第3項ただし書、奈良市美容師法施行細則第3条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業を譲り受けたことを証する書類

に改める。

別記第7号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（奈良市理容師法施行細則の一部改正）

第4条 奈良市理容師法施行細則（平成14年奈良市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同条第1項ただし書に規定する場合にあっては、当該平面図及び付近の見取図のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、省令第19条第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項第5号に掲げる事項に変更がない場合に限り、第1号の書類の提示を省略することができる。

第3条第3項に次の1号を加える。

(3) 省令第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書、同条第3項ただし書、前項ただし書又はこの項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業を譲り受けたことを証する書類

別記第2号様式中

「 ※実地調査意見  
年 月 日  
環境衛生監視員」を



「 営業を譲り受けたことを証する旨 ※実地調査意見 年 月 日 環境衛生監視員 」	に、
--	----

「 (3) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書 」を

「 (3) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書  
(4) 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書、同条第3項ただし書、奈良市理容師法施行細則第3条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業を譲り受けたことを証する書類 」

に改める。

別記第7号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（奈良市クリーニング業法施行細則の一部改正）

第5条 奈良市クリーニング業法施行細則（平成14年奈良市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、省令第1条の3第1項ただし書に規定する場合にあっては、当該平面図及び付近の見取図のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、省令第1条の3第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項第6号に掲げる事項に変更がない場合に限り、第1号の書類の提示を省略することができる。

第2条第3項に次の1号を加える。

(3) 省令第1条の3第1項ただし書、前項ただし書又はこの項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業を譲り受けたことを証する書類

第2条第4項中「、前項第2号」を「前項第2号」に改め、「書類を」の次に「、省令第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるときは営業を譲り受けたことを証する書類を」を加える。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 営業形態 1 洗濯物の受け取り及び引渡しのみ行う。 (委託先： ) 2 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない。 」	を
--	---

「 営業形態 1 洗濯物の受け取り及び引渡しのみ行う。 (委託先： ) 2 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない。 」	に、
「 営業を譲り受けたことを証する旨 」	

「 (2) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書 」を

「 (2) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書  
(3) クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書、奈良市クリーニング業法施行細則第2条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業を譲り受けたことを証する書類 」

に改める。

別記第1号様式の2中「あて先」を「宛先」に、

「 営業形態 (該当事項に○印を記入) 1 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱う。 2 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない。 」	を
---	---

「 営業形態 (該当事項に○印を記入) 1 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱う。 2 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない。 」	に、
「 営業を譲り受けたことを証する旨 」	

「 届出者が法人であるときは、登記事項証明書 」を

「 (1) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書  
(2) クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業を譲り受けたことを証する書類 」

に改める。

別記第3号様式の2、別記第4号様式、別記第4号様式の2及び別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第6号様式及び別記第6号様式の2中「あて先」を「宛先」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第7号様式、別記第7号様式の2、別記第8号様式及び別記第8号様式の2中「あて先」を「宛先」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則、奈良市公衆浴場法施行細則、奈良市美容師法施行細則、奈良市理容師法施行細則及び奈良市クリーニング業法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年12月25日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第68号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

「住所 〒 \_\_\_\_\_ 」を

「 〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ 」に改め、「㊦」を削る。

別記第2号様式中「市税納付状況調査書兼暴力団等の排除に関する同意書」を「同意書」に改め、「また、」の次に「奈良市空き家・町家バンクの運営に当たり適宜、住民登

「現住所：

物件所在地：

(ふりがな)

氏名：

㊦」

別記第3号様式中

「住所 〒 \_\_\_\_\_ 」を「 〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ 」に改め、「㊦」を削

る。

別記第4号様式中「(宛先) 奈良市長」を削り、「誓約書

奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請)」を付し、附則に次の1項を加える。

4 条例附則第14項の規則で定める日は、令和3年3月31日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年12月25日揭示済)

告 示

奈良市告示第587号

奈良市空き家・町家バンク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市空き家・町家バンク設置要綱の一部を改正する告示

奈良市空き家・町家バンク設置要綱（平成27年奈良市告示第757号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに奈良市役所連絡所設置規則（昭和52年奈良市規則第7号）別表の規定による奈良市田原連絡所の所管区域」を削る。

第4条第1項中「市税納付状況調査書兼暴力団等の排除に関する同意書」を「同意書」に改める。

第5条第1項中「誓約書兼暴力団等の排除に関する同意書」を「誓約書兼同意書」に改める。

別記第1号様式中

録に関する事項について住民基本台帳等の確認が行われる場合があること及び」を加え、

「現住所： \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_ に改める。  
氏名： \_\_\_\_\_ 」

に改め、「また、」の次に「奈良市空き家・町家バンクの運営に当たり適宜、住民登録に関する事項について住民基本

台帳等の確認が行われる場合があること及び」を加え、

「 年 月 日

申込者 住所 \_\_\_\_\_ を  
氏名 \_\_\_\_\_ (印) \_\_\_\_\_ 」

「 年 月 日

(宛先) 奈良市長

住所 \_\_\_\_\_ に改める。  
氏名 \_\_\_\_\_ 」

別記第5号様式中

「住所 〒 \_\_\_\_\_ 」を「〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 」に改め、「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市空き家・町家バンク設置要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年12月1日揭示済)

奈良市告示第608号

昭和51年奈良市告示第89号(金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、令和3年5月1日から適用します。

令和2年12月15日

奈良市長 仲川元庸

第2項中「株式会社 第三銀行」を「株式会社 三十三銀行」に改める。

(令和2年12月15日揭示済)

奈良市告示第611号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成21年奈良市告示第131号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

区 分	要 件	基 準 額
①放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)に従い、放課後児童支援員及び補助員を配置した場合	基本額 構成する児童の数が1人から19人までの支援の単位	2,510,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 28,000円
	構成する児童の数が20人から35人までの支援の単位	4,577,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 26,000円
	構成する児童の数が36人から45人までの支援の単位	4,577,000円
	構成する児童の数が46人から70人までの支援の単位	4,577,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 63,000円
	構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,917,000円
	開所日数加算額	1日8時間以上開所する場合
長時間開所加算額	平日において、1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合	1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数 × 399,000円
	日曜日及び土曜日並びに夏期休業日、冬期休業日、春期休業日その他学校の運営上又は教育上必要がある日において1日8時間を超えて開所する場合	1日8時間を超える時間の年間平均時間 × 179,000円

	年間開所日数が200日から249日までの放課後児童健全育成事業所	基本額	構成する児童の数が1人から19人までの支援の単位	1,701,000円	
			構成する児童の数が20人から35人までの支援の単位	3,011,000円	
		長時間開所加算額	平日において、1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合	1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数×399,000円	
②設備運営基準に基づく放課後児童支援員を1名のみ配置した場合	年間開所日数が250日以上の放課後児童健全育成事業所	基本額	構成する児童の数が1人から19人までの支援の単位	2,510,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 28,000円	
			構成する児童の数が20人から35人までの支援の単位	3,866,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 25,000円	
		構成する児童の数が36人から45人までの支援の単位	3,866,000円		
		構成する児童の数が46人から70人までの支援の単位	3,866,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 53,000円		
		構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,464,000円		
	年間開所日数が200日から249日までの放課後児童健全育成事業所	基本額	構成する児童の数が1人から19人までの支援の単位	1,701,000円	
			構成する児童の数が20人から35人までの支援の単位	2,399,000円	
		長時間開所加算額	平日において、1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合	1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数×267,000円	
	③設備運営基準に基づく補助員のみを2名以上配置した場合	年間開所日数が250日以上の放課後児童健全育成事業所	基本額	構成する児童の数が1人から19人までの支援の単位	1,744,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 28,000円
				構成する児童の数が20人から35人までの支援の単位	4,025,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 26,000円
構成する児童の数が36人から45人までの支援の単位			4,025,000円		
構成する児童の数が46人から70人までの支援の単位			4,025,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 56,000円		
構成する児童の数が71人以上の支援の単位			2,565,000円		
開所日数加算額		1日8時間以上開所する場合	(年間開所日数 - 250日) × 17,000円		
長時間開所加算額		平日において、1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合	1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数×322,000円		
		日曜日及び土曜日並びに夏期休業日、冬期休業日、春期休業日その他学校の運営上又は教育上必要がある日において1日8時間を超えて開所する場合	1日8時間を超える時間の年間平均時間×145,000円		
年間開所日数が200日から249日までの放課後児童健全育成事業所		基本額	構成する児童の数が1人から19人までの支援の単位	1,021,000円	
			構成する児童の数が20人以上の支援の単位	2,470,000円	
	長時間開所加算額	平日において、1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合	1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数×322,000円		

④設備運営基準に基づく補助員のみを1名のみ配置した場合	年間開所日数が250日以上の放課後児童健全育成事業所	基本額	構成する児童の数が1人から19人までの支援の単位	1,744,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 28,000円
			構成する児童の数が20人から35人までの支援の単位	3,226,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 25,000円
			構成する児童の数が36人から45人までの支援の単位	3,226,000円
			構成する児童の数が46人から70人までの支援の単位	3,226,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 45,000円
			構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,056,000円
	開所日数加算額	1日8時間以上開所する場合	(年間開所日数 - 250日) × 13,000円	
	長時間開所加算額	平日において、1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合	1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数 × 174,000円	
		日曜日及び土曜日並びに夏期休業日、冬期休業日、春期休業日その他学校の運営上又は教育上必要がある日において1日8時間を超えて開所する場合	1日8時間を超える時間の年間平均時間数 × 78,000円	
	年間開所日数が200日から249日までの放課後児童健全育成事業所	基本額	構成する児童の数が1人から19人までの支援の単位	1,021,000円
			構成する児童の数が20人以上の支援の単位	1,785,000円
長時間開所加算額		平日において、1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合	1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数 × 174,000円	

備考

- この表に掲げる額は、支援の単位当たりの年額とする。
- この表において「構成する児童の数」とは、補助対象期間中の毎月初日において在籍している対象児童の数を平均したものをいう。
- この表における用語の意義は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）の定めるところによる。
- ②設備運営基準に基づく放課後児童支援員を1名のみ配置した場合において、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日にかかわらず、放課後児童支援員を1名配置とするときは、本基準額を適用する。また、通常は放課後児童支援員1名配置であり、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に限り補助員1名配置とする場合は、本基準額を適用する。
- ③設備運営基準に基づく補助員のみを2名以上配置した場合は、本基準額を適用する。
- ④設備運営基準に基づく補助員のみを1名のみ配置した場合において、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日にかかわらず、補助員を1名配置とするときは、本基準額を適用する。

- 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、令和5年3月31日までに同項に規定する研修を修了することを予定している者を含む。

附則

(施行期日)

- この告示は、令和2年12月16日から施行する。  
(適用区分)
- この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

(令和2年12月16日揭示済)

奈良市告示第615号

奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱を次のように定める。

令和2年12月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

- この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者等（認知症高齢者（認知症により日常生活を営むことに支障がある高齢者その他の者をいう。第6条第6項におい

て同じ。)、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。の福祉の向上を図るため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求(以下「審判の請求」という。)並びに成年後見人等に対する報酬の助成を行う奈良市成年後見制度利用支援事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、民法(明治29年法律第89号)で使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審判の請求に関すること。
- (2) 家事事件手続法(平成23年法律第52号)第39条及び同法別表第1第13項、第31項又は第50項の規定に基づき家庭裁判所が審判において決定した報酬の付与に係る助成に関すること。

(審判の請求)

第4条 審判の請求の対象となる者(以下「審判請求対象者」という。)は、認知症高齢者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
  - ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、本市内の別表に掲げる施設への入所等に伴い、本市に転入した者のうち次に掲げるものを除く。
  - イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条の規定による本市以外の市区町村の住所地特例対象被保険者
  - ロ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定による本市以外の市区町村が行う国民健康保険の被保険者
  - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第19条第3項又は第4項の規定による本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行った者
  - ニ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第3項の規定による保護の実施機関が本市以外の市区町村長となっている者
  - ホ 本市の住民基本台帳に記録されていない者のうち、介護保険法第13条第1項若しくは第2項の規定に基づき本市が行う介護保険の被保険者とされた者、障害者総合支援法第19条第3項若しくは第4項の規定に基づき本市の介護給付費等の支給決定を受けた者又は生活保護法第19条第3項の規定に基づき本市が保護を行うべき者
  - ヘ その他審判請求対象者の福祉を図るために市長が特に必要と認める者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 2親等以内の親族又は配偶者(以下「2親等以内の親族等」という。)がいない者
  - イ 2親等以内の親族等があっても、これらの者が民法第7条の後見開始の審判、同法第11条の保佐開始の審判及び同法第15条の補助開始の審判(以下「後見開始等の審判」という。)の申立てを拒否している者
  - ウ 2親等以内の親族等があっても、これらの者による虐待、財産の侵害等の事実がある者
  - エ 2親等以内の親族等が戸籍上確認できるが、これらの者と音信不通の状態にある者
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、後見開始等の審判の申立てに急を要すると市長が判断する者
- 2 前項の規定にかかわらず、審判請求対象者に3親等又は4親等の親族がいる場合であって、当該親族において後見開始等の審判の申立てをすることが明らかであるときは、審判請求対象者としめないものとする。
- 3 審判の請求に係る手続は、家庭裁判所の定めるところにより行うものとする。

(審判の請求に係る調査)

第5条 市長は、審判の請求を行うに当たり、審判請求対象者について次に掲げる事項の調査を行い、総合的に考察するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由により調査を実施することが困難であり、かつ、明らかに審判請求対象者の福祉を図るために審判の請求を行う必要があると判断した場合は、この限りではない。

- (1) 事理を弁識する能力の程度
  - (2) 健康状態及び生活状況
  - (3) 2親等以内の親族等の存否
  - (4) 2親等以内の親族等による本人の保護の可能性及び2親等以内の親族等による後見開始等審判の申立てを行う意思の有無
  - (5) 地方公共団体等が行う各種施策及び福祉サービスの活用による審判請求対象者に対する支援策の効果の状況
  - (6) その他市長が必要と認めるもの
- (成年後見審判請求審査会)

第6条 市長は、次に掲げる事項を協議するため、成年後見審判請求審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- (1) 前条の調査結果等を踏まえた審判の請求の適否及び類型
  - (2) 審判の請求に係る費用の求償の有無、審判の保全処分の有無等
- 2 市長は、審査会において協議した結果に基づき、審判の請求を行うことが適当であると認めた場合は、審判の請求の手続を行うものとする。
- 3 審査会の委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 福祉部長
  - (2) 福祉部次長又はこれに相当する者
  - (3) 障がい福祉課長

(4) 長寿福祉課長

- 4 審査会の会長は、福祉部長をもって充てる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を審査会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 審査会の庶務は、審判請求対象者が認知症高齢者の場合にあっては長寿福祉課、知的障害者又は精神障害者の場合にあっては障がい福祉課が所管するものとする。
- 7 審判請求に係る事務及び手続費用の支出等については、審判請求対象者を所管する課において行うものとする。

(申立費用の負担)

第7条 市長は、審判の請求について、家事事件手続法第28条第1項の規定により、次に掲げる審判請求に係る手続費用（以下「申立て費用」という。）を負担するものとする。

- (1) 郵便切手の購入費用
- (2) 収入印紙の購入費用
- (3) 診断書の作成費用
- (4) 鑑定費用
- (5) その他添付書類の交付及び証明発行に係る費用

(申立て費用の求償)

第8条 市長は、前条の規定に基づき負担した申立て費用について、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「成年被後見人等」という。）への求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による手続費用の負担命令に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 市長は、家庭裁判所が申立て費用を成年被後見人等に負担させる審判をしたときは、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）を通じ、成年被後見人等に当該費用を求償するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申立て又は前項の求償を行わないことができる。ただし、預貯金等の状況に照らし、審査会において協議した内容に基づき求償することが適当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）を受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、預貯金、収入等の状況から申立て費用を負担することが困難であると市長が認めた者

(助成の対象者)

第9条 市長は、審判の請求を行った成年被後見人等で次の各号のいずれにも該当する者に対して、予算の範囲内において、第3条第2号に規定する報酬付与に係る報酬に対する助成（以下「報酬助成」という。）を行うことができる。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、本市内の別表に掲げる施設への入所等に伴い、本市に転入した者のうち次に掲げるものを除く。

(ア) 介護保険法第13条の規定による本市以外の市区町村の住所地特例対象被保険者

(イ) 国民健康保険法第116条の2の規定による本市以外の市区町村が行う国民健康保険の被保険者

(ウ) 障害者総合支援法第19条第3項又は第4項の規定による本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行った者

(エ) 生活保護法第19条第3項の規定による保護の実施機関が本市以外の市区町村長となっている者

イ 本市の住民基本台帳に記録されていない者のうち、介護保険法第13条第1項若しくは第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされた者、障害者総合支援法第19条第3項若しくは第4項の規定により本市の介護給付費等の支給決定を受けた者又は生活保護法第19条第3項の規定により本市が保護を行うべき者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

イ 中国残留邦人等支援給付を受けている者

ウ 市民税非課税世帯のうち預貯金等の状況から報酬を負担することが困難であると市長が認める者

(3) 成年被後見人等及び成年被後見人等と同一世帯に属する者が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない者

2 前項に定めるもののほか、市長は、審判の請求以外の本人又は親族等の申立てによる後見開始等の審判（4親等以内の親族又は配偶者が成年被後見人等の場合を除く。）により付された成年被後見人等（平成31年4月1日以後に初めて成年被後見人等を付された成年被後見人等に限り。）で、次に掲げる要件に該当するものに対して、予算の範囲内において、報酬助成を行うことができる。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 65歳以上の認知症高齢者等

イ 40歳以上65歳未満の認知症により判断能力が不十分となった者

(2) 前項各号のいずれにも該当する者

(報酬助成の申請)

第10条 成年被後見人等又は成年後見人等（以下「申請者」という。）は、報酬助成を受けようとするときは、成年被後見人等又は後見監督人等（後見監督人、保佐監督人又は補助監督人をいう。以下同じ。）に対する報酬の付与申立事件の審判（以下「家庭裁判所による審判」という。）が確定した日の翌日から起算して90日以内に、成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、報酬助成の申請に係る代理権が成年被後見人等に付与

されている場合は、成年被後見人等が申請することはできない。

- 2 成年被後見人等が死亡した場合において、当該成年被後見人等がその死亡前に前項の規定による申請をしていなかったときは、当該成年被後見人等の成年後見人等又は後見監督人等のうちいずれか1名が、同項に定めるところにより、報酬助成の申請をすることができる。

(資産状況等の報告)

第11条 市長は、第13条の規定による報酬助成の可否を決定するに当たり、申請者に対し、成年被後見人等の資産状況等について報告を求めることができる。

(報酬助成の額の基準及び上限)

第12条 報酬助成の額は、次に掲げる金額に家庭裁判所による審判において決定された報酬付与の対象期間の月数を乗じて得た額とし、一の申請につき家庭裁判所による審判において決定された報酬の付与額の総額を限度とする。ただし、報酬付与の対象期間の月数が24箇月を超えるときは、当該期間の最終月から遡って24箇月を対象期間の月数の上限とする。

- (1) 成年被後見人等の生活の場が居宅の場合 月額 28,000円  
(2) 成年被後見人等が施設に入所等している場合 月額 18,000円

2 前項の場合において、同項各号に掲げる区分が混在する月があるときは、当該月の2分の1以上を占めた生活の場の区分を適用するものとし、同数のときは同項第1号の基準を適用するものとする。

3 成年後見人等及び後見監督人等のいずれにも家庭裁判所による審判において報酬付与の決定がされている場合であっても、報酬助成の月額は、第1項各号に規定する金額を限度とする。

(報酬助成の決定等)

第13条 市長は、第10条の規定により報酬助成の申請があったときは、その資産状況等を審査し、成年後見制度利用支援事業報酬助成決定(不決定)通知書(別記第2号様式)により、決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(報酬助成金の交付)

第14条 報酬助成に係る助成金(以下「報酬助成金」という。)の交付は、成年被後見人等の口座への振込みにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項の規定による申請に係る報酬助成金の交付は、当該申請を行った成年被後見人等又は後見監督人等の口座への振込みにより行うものとする。

(報告義務)

第15条 第13条の規定による報酬助成の決定(以下「助成別表(第4条、第9条関係)

1 老人福祉法に基づく施設

- (1) 老人福祉施設  
(2) 有料老人ホーム

決定」という。)を受けた者(以下「受給者」という。)又はその成年後見人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、資産状況等変更報告書(別記第3号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 成年被後見人等又は成年後見人等が死亡したとき。  
(2) 第9条各項に規定する事項に変更が生じたとき。

(報酬助成の決定等の取消)

第16条 市長は、受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部若しくは一部を取り消し、又は助成決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 受給者の資産状況等の変化により、第9条各項に規定する要件を満たさなくなったとき。  
(2) 偽りその他不正の手段により報酬助成を受けたとき。  
(3) 助成決定の内容以外の目的で報酬助成金を使用したとき。  
(4) その他報酬助成の対象とならないような特別な事情が生じたとき。

(報酬助成金の返還)

第17条 市長は、報酬助成金の支給後に前条の規定により助成決定の取消し等を行ったときは、受給者に対し、既に支給した報酬助成金のうち全部又は一部の返還を請求することができる。この場合において、同条第2号又は第3号の事由による助成決定の取消しがあったときは、それ以後の報酬助成金の支給を受ける権利を失うものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第18条 報酬助成の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月1日から施行し、家庭裁判所による審判が確定した日が同年4月1日からこの告示の施行の日前までの成年被後見人等(第9条第2項の規定による報酬助成に限る。)については、同年4月1日から適用する。

2 前項の適用を受ける場合においては、第10条第1項中「成年後見人等又は後見監督人等(後見監督人、保佐監督人又は補助監督人をいう。以下同じ。)に対する報酬の付与申立事件の審判(以下「家庭裁判所による審判」という。)が確定した日の翌日から起算して90日以内」とあるのは、「この告示の施行の日の翌日から起算して90日以内」とする。



- 2 介護保険法に基づく施設
  - (1) 介護保険施設
  - (2) 特定施設
  - (3) 認知症対応型共同生活介護が提供される施設
  - (4) 介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
- 3 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく施設
  - (1) サービス付き高齢者向け住宅
- 4 障害者総合支援法に基づく施設
  - (1) 障害者支援施設
  - (2) のぞみの園
  - (3) 共同生活援助が提供される施設
  - (4) 福祉ホーム
- 5 生活保護法に基づく施設
  - (1) 保護施設
- 6 その他市長が認める施設

別記

第1号様式（第10条関係）

成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書

（宛先）奈良市長

次のとおり、奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、報酬助成決定（不決定）の審査に当たり、本人及び世帯員の収入の状況等に関係機関に対し、調査、閲覧及び利用されることに同意します。

申請日	年	月	日
（成年被後見人等） 本人	ふりがな氏名	後見等の類型	後見・保佐・補助
	生年月日	電話番号	( )
	住所	〒	
（成年被後見人等） 代理人	施設入所等の場合の住所・施設名	〒	
	ふりがな氏名	電話番号	( )
	住所	〒	
申請資格 （該当する番号に○）	職業・申請者との関係	専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士） 親族（本人との関係： ）・その他（ ）	
	1 生活保護受給者（受給開始日： 年 月 日～）	2 中国残留邦人等支援給付の受給者	
		3 市民税非課税世帯かつ預貯金等の状況から報酬を負担することが困難である者	
申請額	円	報酬付与対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	これ以前の本制度利用申請の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日付け 決定・不決定 ） <input type="checkbox"/> 無	

（注）1 成年被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人及び被補助人のことをいう。  
 2 成年後見人等とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことをいう。  
 3 要綱第10条第2項に規定する成年被後見人等が死亡した場合は、「成年後見人等」とあるのは「成年後見人等又は後見監督人等」と、「代理人」とあるのは「申請者」と、「職業・申請者との関係」とあるのは「職業・成年被後見人等との関係」と読み替えるものとする。  
 4 成年後見人等が4親等内の親族又は配偶者の場合は、支給の対象外とする。

【添付書類チェックリスト】※各種公的書類は3箇月以内の期間に取得したもの  
報酬付与審判書謄本等の写し  
報酬付与審判書謄本等の写し  
預金通帳等の写し  
登記事項証明書  
（生活保護受給者の場合）生活保護受給証明書  
（中国残留邦人等支援給付受給者の場合）本人確認証の写し  
（生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者以外の場合）預金証書、有価証券等の写し  
その他奈良市長が報酬助成の審査に必要と認める書類

第2号様式 (第13条関係)

第 号  
年 月 日

成年後見制度利用支援事業報酬助成決定 (不決定) 通知書

様

奈良市長

印

年 月 日 付けで申請がありました報酬助成について、次のとおり決定 (不決定) しましたので通知します。

成年被後見人等 氏 名	成年被後見人等 生年月日	年 月 日
成年被後見人等 住 所		
決定内容	決定 ・ 不決定	
報酬助成決定額 (対象期間)	円 ( 年 月 日 ~ 年 月 日分)	
不決定理由		
備 考		

(注) 1 成年被後見人等 (成年被後見人、被保佐人及び被補助人) の資産状況等に変化があったときは「資産状況等変更報告書 (第3号様式)」により、速やかに市長に届けること。  
2 偽りその他の不正の手段により報酬助成を受けた、又は決定の内容以外の目的で報酬助成金を使用した場合は、報酬助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。この事由での返還となった場合は、それ以後の本事業の報酬助成の支給を受ける権利を失います。

第3号様式 (第15条関係)

年 月 日

資産状況等変更報告書

(宛先) 奈良市長

代理人 (成年後見人等) 住所

氏名

本人 (成年被後見人等) 住所

(要綱第10条第2項の規

定による申請に係る助成決

定にあっては、受給者)

この度、本人 (成年被後見人等) の資産状況等に変更が生じましたので、奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

成年後見人等氏名	
成年後見人等住所	
変更のあった内容	事由発生年月日 年 月 日

(令和2年12月18日揭示済)

## 訓 令 甲

### 奈良市訓令甲第12号

庁 内 一 般  
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項国保年金課長の部分に次の1号を加える。

- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条に規定する療養費及び同法第57条の2に規定する高額療養費の支出負担行為の決定

附 則

この訓令は、令和2年12月18日から施行する。

(令和2年12月18日揭示済)

## 公 平 委 員 会

再就職者からの依頼等に係る届出の手續に関する規則及び奈良市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月23日

奈良市公平委員会

委員長 山 嵯 健 二

### 奈良市公平委員会規則第2号

再就職者からの依頼等に係る届出の手續に関する規則及び奈良市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

(再就職者からの依頼等に係る届出の手續に関する規則の一部改正)

第1条 再就職者からの依頼等に係る届出の手續に関する規則(平成28年奈良市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「 (ふりがな) 氏 名 ④ 」 を

「 (ふりがな) 氏 名 (署名又は記名押印) 」 に改める。

(奈良市職員団体の登録に関する規則の一部改正)

第2条 奈良市職員団体の登録に関する規則(昭和41年奈良市公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第7号様式及び別記第11号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年12月23日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市企業局管理規程第24号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月10日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第10条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第5条の2において準用する第4条第1項の規定により指定の更新をしたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定は、令和元年10月1日以後に指定の更新がされた指定工事事業者について適用する。

(令和2年12月10日揭示済)

### 奈良市企業局管理規程第25号

奈良市企業局押印省略に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和2年12月28日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業局押印省略に伴う関係規程の整備に関する規程

(奈良市企業局会計規程の一部改正)

第1条 奈良市企業局会計規程(平成26年奈良市企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第31条中「納入通知書作成者の印を押印し、」を削る。

第45条中「請求書には債権者に押印させ」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の請求書の氏名の記載は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、自署によることとする。

- (1) 前条第2項のその他証拠となる書類等一連の書類により主管課長が適正な請求書であると認めたもの  
(2) 当該請求書に係る契約書又は請書があるもの





別記第5号様式を次のように改める。  
第5号様式

水道施設分担金、水道施設加算分担金、負担金、手数料、その他の納入通知書、納入済通知書及び領収書

年度		納入通知書		印 (取付金控用)	
住所	氏名	様	下記添付を裏面に記載のある納付場所 にお支払ください。	奈良市公営企業管理者 印	
発行	年 月 日	年 月 日		奈良市公営企業管理者 印	
納入期限	年 月 日	年 月 日		奈良市公営企業管理者 印	
科 目	内 容	文 字 説 明	金 額	円	合計金額
概要					
発行部署名					
年度		納入済通知書		印 (取付金控用)	
住所	氏名	株	下記の金額受領しました。	奈良市企業局企業出納員 印	
発行	年 月 日	年 月 日		奈良市企業局企業出納員 印	
納入期限	年 月 日	年 月 日		奈良市企業局企業出納員 印	
科 目	内 容	文 字 説 明	金 額	円	合計金額
概要					
発行部署名					
年度		領 収 書		印 (取付金控用)	
住所	氏名	株	下記の金額領収しました。	奈良市企業局企業出納員 印	
発行	年 月 日	年 月 日		奈良市企業局企業出納員 印	
納入期限	年 月 日	年 月 日		奈良市企業局企業出納員 印	
科 目	内 容	文 字 説 明	金 額	円	合計金額
概要					
発行部署名					

注 1 裏面に、納付場所を記載する。

2 この様式は、納入先に株式会社社ゆうちょ銀行を含まない場合に使用する。

別記第8号様式を次のように改める。  
第8号様式

給水予納金及び臨時前入金選付通知書及び領収書

水せん番号		選付通知書		年 月 日	
使用番番号		住所 奈良市		給水予納金(用)	
台帳番号	整理番号	株番	氏名	様	(臨時前入金用)
奈良市公営企業管理者					
金		円		金	
ただし、給水予納金に係る納入金 円のうち上記の金額を選付す					
る。					
選付期限		月 日		年 月 日	
水せん番号		領 収 書		年 月 日	
使用番番号		住所 奈良市		給水予納金(用)	
台帳番号	整理番号	株番	氏名	様	(臨時前入金用)
奈良市企業局企業出納員 印					
金		円		金	
ただし、給水予納金に係る選付金として上記の金額領収しました。					
る。					
選付期限		月 日		年 月 日	

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和3年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書別記第4号様式、第5号様式及び第8号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる

(令和2年12月28日揭示済)

**奈良市企業局告示第72号**

奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月28日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示

「届出者(原因者)

住 所

氏 名

電話番号

印 を

「届出者(原因者)

住 所

氏 名

電話番号

に改める。

(署名又は記名押印)

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和3年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の告示の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年12月28日揭示済)

**教育委員会**

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

**奈良市教育委員会規則第18号**

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成24年奈良市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表飛鳥バンビーホームの項中「166人」を「225人」に改め、同表大宮バンビーホームの項中「98人」を「116人」に改め、同表平城バンビーホームの項中「97人」を「153人」

奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱(平成14年水道局告示第25号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「大会議室において執行」及び「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

(令和2年12月28日揭示済)

**奈良市企業局告示第73号**

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月28日

奈良市公営企業管理者

池田 修

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱(平成27年水道局告示第82号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

に改め、同表六条バンビーホームの項中「98人」を「130人」に改め、同表明治バンビーホームの項中「70人」を「127人」に改め、同表大安寺西バンビーホームの項中「116人」を「141人」に改め、同表朱雀バンビーホームの項中「83人」を「116人」に改め、同表三碓バンビーホームの項中「94人」を「146人」に改め、同表富雄第三バンビーホームの項中「44人」を「80人」に改め、同表佐保川バンビーホームの項中「84人」を「150人」に改め、同表左京バンビーホームの項中「37人」を「58人」に改め、同表東登美ヶ丘バンビーホームの項中「87人」を「147人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年12月22日揭示済)

押印省略に伴う奈良市教育委員会関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年12月23日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

**奈良市教育委員会規則第19号**

押印省略に伴う奈良市教育委員会関係規則の整備に関する規則

(奈良市教育委員会傍聴規則及び奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「㊟」を削る。

- (1) 奈良市教育委員会傍聴規則（平成12年奈良市教育委員会規則第8号）別記第2号様式
- (2) 奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市教育委員会規則第2号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式及び第10号様式  
(奈良市教育財産管理規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「㊟」を削る。

- (1) 奈良市教育財産管理規則（平成12年奈良市教育委員会規則第4号）別記第1号様式
- (2) 奈良市立幼稚園規則（昭和26年奈良市教育委員会規則第20号）別記様式
- (3) 奈良市教育センター条例施行規則（平成23年奈良市教育委員会規則第6号）別記第8号様式及び第10号様式
- (4) 奈良市公民館条例施行規則（昭和39年奈良市教育委員会規則第3号）別記第5号様式
- (5) 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号）別記第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式及び第7号様式  
(奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則の一部改正)

第3条 奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則（平成10年奈良市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

確認印	
-----	--

を削る。

活動内容・生徒の様子	
その他（連絡事項）	

部活動指導員 名 (印)	連絡担当者名 (印)	校長 (印)

を

活動内容・生徒の様子	
その他（連絡事項）	

※本活動記録は、記入後、学校に提出してください。  
提出後、教員顧問、管理職の先生は内容について必ず共有してください。

に

改める。

別記第4号様式中

「

部活動指導員
印

」を「

部活動指導員
印

」に改める。

(奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の一部改正)

第2条 奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱（令和

(奈良市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第4条 奈良市文化財保護条例施行規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中「㊟」を削る。

別記第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式及び第9号様式中「㊟」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年12月23日揭示済)

奈良市教育委員会告示第23号

押印省略に伴う奈良市教育委員会関係要綱の整備に関する告示を次のように定める。

令和2年12月23日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

押印省略に伴う奈良市教育委員会関係要綱の整備に関する告示

(奈良市部活動指導員設置要綱の一部改正)

第1条 奈良市部活動指導員設置要綱（令和2年奈良市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中



別記第1号様式中「(自署)氏名 印」を「氏名 (自署)」に改める。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

(奈良市立学校特認校制度に関する要綱の一部改正)

第3条 奈良市立学校特認校制度に関する要綱(令和元年奈良市教育委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び第2号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式及び第4号様式中「㊦」を削る。

(奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部改正)

第4条 奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱(平成30年奈良市教育委員会告示第13号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年12月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。